

# 中央大学理工ポート部 OB・OG 会 会則

2013 年 6 月 19 日

2016 年 6 月 25 日改訂

2017 年 6 月 17 日改訂

2018 年 6 月 16 日改訂

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（名称）

本会は、中央大学理工ポート部 OB・OG 会（以下「本会」という）と称し、理工ポート部 OB 会と略称する。

### 第 2 条（目的・事業）

本会は、会員相互の親睦・交流を図るとともに、中央大学理工ポート部（以下「理工ポート部」という）の健全なる発展に寄与することを目的とし、以下の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦のための会合・行事等の企画・実行
- 2) 理工ポート部の学生による自主的な活動を尊重し、継続的な発展といきいき活動できる環境づくりに向けた支援・協力

### 第 3 条（本部・支部）

本会の本部を、中央大学理工学部電気電子情報通信工学科小林研究室内（東京都文京区春日 1-13-27 TEL03-3817-1869）に置き、必要に応じ支部を置く。

## 第 2 章 会員

### 第 4 条（会員の資格・義務）

本会は、中央大学在籍中に理工ポート部に在籍経験を有した者で構成する。

2. 会員は本会会則の付則で定める年会費を自主的に納付しなければならない。ただし、満年齢が 75 歳を超える会員については、会費の納入を免除する。免除に関する運用方法については付則に示す。

### 第 5 条（退会）

会員は、以下の理由により退会する。

- 1) 会員の死亡
- 2) 会員本人の希望
- 3) 総会の決議

## 第 3 章 組織

### 第 6 条（役員）

本会に以下の役員・幹事を置く。

会長 1名 副会長 2名程度 幹事長 1名 (以上役員)  
幹事 20名以内 広報担当幹事 1名 会計担当幹事 1名

**第7条(選任)** 前条の役員・幹事は、立候補者並びに被推薦者の中から総会で選任する。

**第8条(職務)** 役員・幹事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事会を招集し、会の円滑な運営を行う。
- (4) 幹事は、幹事会において本会の運営について審議し、決定し、事務及び広報、会計業務を行う。

**第9条(任期)** 役員・幹事の任期は1期2年とする。但し再任は妨げない。

補欠、補充または増員された役員・幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

**第10条(顧問)**

本会に顧問を置く。

2. 顧問は会長または副会長の経験者とする。

## **第4章 会議**

**第11条(会議)** 本会の会議は、総会および幹事会とする。

1. 総会は、会員を持って構成する。
2. 総会は、本会の最高意思決定機関であり、定時総会および臨時総会とする。
3. 定時総会は、年1回開催する。
4. 臨時総会は、会長もしくは幹事会が必要と認めたとき、および会員の4分の1以上の要求があるときに開催する。
5. 幹事会は、役員および幹事をもって構成する。会員は、必要があるときは幹事会に出席し、意見を述べることができる。
6. 幹事会は、必要に応じ、随時開催する。
7. 幹事会の議長は、会長あるいは副会長が務める。

**第12条(招集)**

定時総会は、年1回(原則6月)開催するものとし、会長が招集する。

臨時総会は、必要に応じ幹事会の要請により会長が招集する。

**第13条(承認事項)**

以下の事項は、総会の承認を得なければならない。

- 1) 会長、副会長、幹事長、幹事等の選任。
- 2) 前年度事業報告及び次年度事業計画
- 3) 前年度決算報告及び次年度予算
- 4) 規約の変更

- 5) 年会費の額及び徴収方法
- 6) その他役員会において必要と認めた事項

#### **第 14 条（採決等）**

総会の議事の決定は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は会長が採決する。

2. 総会に出席できない会員は、書面または電子メール等をもって総会における議決権行使を、会長または他の出席者に委任することができる。
3. 総会の議事録は幹事長がこれを保管するとともに、広報担当幹事が専用ウェブサイト等で会員に公開する。

### **第 5 章 付 則**

#### **第 15 条（付則事項）**

以下の事項を本会会則に関わる付則として定める。

- 1) 本会会費の金額及び収納に関する事項
- 2) その他運営上の重要事項

#### **第 16 条（本会の設立日と本規約の適用時期）**

本会設立日を昭和 41 年 4 月 1 日とし、この規約は平成 25 年 11 月 17 日から適用する。

# 中央大学理工ポータ部 OB・OG 会 会則に関する付則

2013 年 6 月 19 日

2016 年 6 月 25 日改訂

2017 年 6 月 17 日改訂

2018 年 6 月 16 日改訂

以下の事項は本会会則の付則として定め、会則に準ずるものとする。

## 第 1 条 会計に関する事項

### 1. 会計年度

本会の会計年は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

### 2. 年会費等

(1) 本会の経費は、年会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(2) 本会会員は、年会費として毎年 5,000 円を自主的に納入する義務を負う。

(3) 満年齢 75 歳超の会員の年会費免除の処理は、入部期を基に毎年一括処理する。2018 年度は第 1 期の会員の年会費を免除し、以降 1 年ごとに繰り上げ処理する。

(4) 会員は年会費の納入方法を以下の中から選択し、その方法により納入することとする。

#### 【納入方法】

① 口座自動振替

② 指定口座に振込み

③ その他

なお、納入方法の変更は可能とし、会員は選択した納入方法を幹事長に報告しなければならない。

(5) 寄付金は現役支援を基本とし、その運用については幹事会に一任する。

### 3. 資産管理等

本会の資産については、会則第 6 条に定める会計担当幹事がこれを管理する。

## 第 2 条 理工ポータ部 OB 会名簿

### 1. 記載内容の管理

(1) 幹事会は原本の改訂を行い、幹事長が原本を保管する。

(2) 会員は、原本が最新の状態で維持できるように常に協力する。

### 2. 名簿の発行

理工ポータ部 OB 会名簿は原則として 2 年に 1 回以上改訂し、個人情報保護法を遵守した上で発行する。

別表一（2016年度からの本会の役員・幹事）

役職	氏名	住所
会長	内藤 堅一	千葉県松戸市栄町 8-591
顧問	樋口 統	千葉県柏市塚崎 2-5-8
幹事長	木村 忠史	埼玉県戸田市川岸 1-4-20-1315
会計担当幹事	山下 英明	東京都足立区綾瀬 3-7-9 オブソレジデンス綾瀬 301
広報担当幹事	岡崎 充	神奈川県茅ヶ崎市白浜町 5-5
幹事	矢部 光郎	東京都調布市深大寺 2-3-23
	和田 一郎	横浜市戸塚区上信濃 16-1 B-917
	中島 弘高	千葉県市川市真間 1-2-2
	岡田 健次	埼玉県新座市野火止 6-8-13
	福田 匠太	東京都新宿区上落合 1-2-18 落合職員住宅 409 号室